

平成30年度 ごみ収集カレンダー

可燃物は、組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」で出してください。
資源物は、「中身の見える袋」で出してください。

分別区分	ごみの出し方
可燃物	・生ごみ、紙くず。 ・生ごみは、水をきってください。
資源物	分別区分が異なる混雑品は、分別してください。
	金物類 ・缶類は、中身を空にしてください。 ・スプレー缶は、穴を開けてください。
	マークありプラスチック類 ・袋に「マークあり」と記入してください。 ・トレイ類(白色、色付きなど)は、「マークあり」として出してください。 ・汚れたものは、洗って乾かしてください。
	マークなしプラスチック類 ・袋に「マークなし」と記入してください。 ・袋に入る大きさに砕いてください。
ガラス類	・空き瓶、せともの、 ・キャップ、フタを外してください。
ペットボトル	・キャップ、ラベルは、プラスチック類「マークあり」へ、 ・洗って乾かしてください。
地域の集積所では回収できないもの	
蛍光灯	・割らずに持ち込んでください。 ・「ガラス類」では回収しません。 ・回収協力店又はリサイクルセンターに持ち込んでください。詳しくはホームページをご覧ください。
乾電池	・「金物類」では回収しません。 ・公共施設、回収協力店又はリサイクルセンターに持ち込んでください。詳しくはホームページをご覧ください。
古紙類	・資源回収に出すリサイクルセンターに ・入れてください。
小型家電	・家電4品目以外の家電製品は、 ・リサイクルセンターに搬入してください。

収集するごみは一般家庭のものだけです。

事業系一般廃棄物・多量ごみ・粗大ごみは、清掃センター・リサイクルセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。

可燃物 収集日は **水・土曜日** です

プラスチック類 収集日は **月曜日** です

4月～9月の収集日

分別区分	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
資源物	金物類	木 26	31	28	26	30	27
	ガラス類	木 12	17	14	12	9	13
	ペットボトル	金 6 20 1(火)	18 1	15 6	20 3	24 7	21
	土・日曜日の搬入受付日	土 7 21	19 2	16 7 21	4 18 1	15	
	日	8 22	13 27	10 24 8 22	12 26	9	

10月～3月の収集日

分別区分	曜日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資源物	金物類	木 25	29	27	31	28	28
	ガラス類	木 11	8	13	17	14	7
	ペットボトル	金 5 19 2	16 7 21	4 18 1	15 1	15	
	土・日曜日の搬入受付日	土 6 20	17 1	15 5 19 2	16 2	16	
	日	14 28	11 25 9	23 13 27	10 24	10 24	

※必ず収集日当日の朝(午前8時まで)に出してください。
※袋が守られていないもの、分別ができていないものは収集しません。
※1回に出す袋の数は、3袋までを目安としてください。
※祝日・振替休日も収集をします。(日曜日は収集しません。)
※ごみを出す場所は地域のみなさんで決められた集積所です。出す場所がわからない方は、近所の方にお尋ねください。
※この地区 年末の可燃物の収集は12月26日(水)で終了です。
※この地区 年始の可燃物の収集は1月5日(土)から開始します。

勝俣・白井・坂部・道場
勝間田・牧之原地区

直接搬入する場合

搬入できる時間

月曜日～金曜日	8:30～12:00 13:00～16:00
土曜日(第1・3)	8:30～12:00
日曜日(第2・4)	8:30～12:00 13:00～15:00

搬入時に「住所」・「氏名」・「ごみの種類」を申告してください。

祝日・振替休日・年末年始(12月29日から1月3日)は、清掃センター・リサイクルセンターへ搬入できません。ただし、12月23日(日)は祝日ですが、搬入受付を行います。※年末最終受付は、12月28日(金)になります。

搬入先

可燃物 ⇨ 清掃センター(牧之原市編16664番地3)
資源物 ⇨ リサイクルセンター(牧之原市編1615番地3)
※両センターへ搬入される際は、左表の分別区分ごとに分別して、搬入してください。
※リサイクルセンターには、プラスチック類・ペットボトルの出し方、パソコン・家電4品目の処分方法、センター搬入時注意事項、両センター案内図が明記してあります。

処理手数料

一般家庭ごみ	10kgまでごとに 51円
事業系、事業系ごみ	10kgまでごとに154円

※計量により算出された金額の10円未満は切捨てとなります。

粗大ごみ 一斗缶以上の大きさのもの

搬入できないものや解体を必要とするもの(ベッド・ソファ・マットレス等)もありますので、分別・搬入方法等で不明な点は事前に清掃センター又はリサイクルセンターにご連絡ください。

清掃センター 24-0530
リサイクルセンター 29-0425
牧之原市役所環境課 53-2609
吉田町牧之原市広域施設組合ホームページアドレス
<http://www.yoshida-makinohara-kouiki.jp/>

プラスチック類の出し方について



- ◎**プラマークの付いている商品について**(プラマークをしっかりと確認してください。)
- ・プラスチック類の収集日に中身の見える袋で、「マークあり」と記入して決められた集積所に出してください。
 - ・汚れたものは、洗って乾かしてから出してください。
 - ・トレイ類(白色、色付きなど)は、「マークあり」として出してください。
 - ・発泡スチロールは、こぶし大程度に砕いて、「マークあり」として出してください。

- ◎**プラマークの付いていない商品について**
- ・プラスチック類の収集日に中身の見える袋で、「マークなし」と記入して決められた集積所に出してください。

ペットボトルの出し方について



- ◎**「PET」(ペットワン)のマークが付いている商品について**
- ・ペットボトルの収集日に中身の見える袋で、決められた集積所に出してください。また、「キャップ」と「ラベル」は取り外して、「ボトル」だけにして出してください。
 - ※取り外した(キャップ)と「ラベル」は、プラスチック類の「マークあり」として出してください。

パソコンの処分方法について

・パソコンは、資源有効利用促進法に基づき、製造メーカー等によって回収し、資源化することが義務づけられているため、リサイクルセンターでは処分ができません。搬入は出来ません。詳細については、一般社団法人パソコン3R推進協会にお問い合わせください。
ホームページ (<http://www.pc3r.jp/>)
対象となる機器は、パソコン本体、ディスプレイ、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコンです。なお、ワープロ専用機やプリンター、スキャナー等の周辺機器はリサイクルセンターに搬入出来ます。

家電4品目の処分方法について

・家電製品のうち、テレビ等の4品目は家電リサイクル法に基づき、廃棄する人がリサイクル料金を負担し、資源化することが義務づけられています。

*対象品目

- 1 エアコン(室外機を含む)
- 2 テレビ(ブラウン管型、液晶型、プラズマ型)
- 3 冷蔵庫、冷凍庫
- 4 洗濯機、衣類乾燥機

上記のものを処分する場合は、購入先やお近くの家電販売店にお問い合わせください。

センター搬入時注意事項

両センター共通事項

- ・出来る限り分別をして搬入してください。
- ・搬入出来るものは一般廃棄物だけです。産業廃棄物は搬入出来ません。

清掃センター搬入時

- ・積載量2トンの下の車両で搬入してください。(事故防止のため)
- ・枝木は、目安として長さ1m以下、直径20cm以下に切断してください。
- ・竹は、目安として30cm以下に切断してください。
- ・ゴムホース、ロープ等は、目安として30cm以下に切断してください。(農業用ホース等は、購入先や専門業者に処分を依頼してください。)
- ・畳は、一度に8畳までです。必ず半分は切ってください。
- ・木製の家具等を搬入する場合は、可能な限り解体してください。(ガラス、金属等が付いている物は、外してください。)
- ・茶利用機は、搬入出来ません。(購入先や専門業者に処分を依頼してください。)
- ・新聞、雑誌、段ボール等の古紙は、リサイクルセンターに搬入してください。
- (油の染み込んだものや、腐ったものは清掃センターに搬入してください。)
- ・焼却が必要な書類ごみについては、綴り紐やファイル等を外してから搬入してください。

リサイクルセンター搬入時

- ・缶類は、使い切って中身を空にしてください。
- ・スプレー缶は、使い切って穴を開けてください。
- ・ビン類は、キャップ、フタを外して中身を空にしてください。
- ・バイクは、排気量に関係なく搬入出来ません。(購入先等にお問い合わせください。)
- ・家電4品目以外の家電製品は、リサイクルセンターに搬入してください。

清掃センター リサイクルセンター 案内図

